

解体工事等における石綿の飛散防止対策に関する関係者の取組強化の方向(案)

事項	取組の主体	現行の大防法上の義務等	強化される取組等	対応	
事前調査	発注者あるいは建設業者	—	○ 解体工事等の請負契約締結前に解体等工事が特定工事に該当するか否かの事前調査を実施 ○ 建設業者から発注者への事前調査結果の説明	法律(追加)	
	環境省	—	○ 事前調査の登録制度の具体化		検討
		—	○ 事前調査の適正な実施の確保	マニュアル	検討
届出	施工業者	○ 都道府県等へ特定粉じん排出等作業の実施の届出	—	法律(改正)	
	発注者	—	○ 都道府県等へ特定粉じん排出等作業の実施の届出		
	建設業者	—	○ 建設業者から発注者への届出事項の説明	法律(追加)	
大気濃度調査	施工業者	—	○ 作業期間中に敷地境界等における大気濃度の測定を実施	規則(追加)	
			○ 大気濃度測定結果の記録	規則(追加)	
			○ 大気濃度測定結果の保存、報告		検討
	環境省	—	○ 繊維数濃度等を迅速に数値化できる機器の普及に向けた取組	マニュアル	
○ 登録機関に測定を委託するよう勧奨する制度の創設				検討	
	—	○ 大気濃度調査の適正な実施の確保	マニュアル	検討	
機材の維持管理	施工業者	○ マニュアルに記載	○ 集じん・排気装置の性能の確保	規則(追加)または技術指針作成	検討
立入検査、報告徴収	都道府県等	○ 特定粉じん排出等作業実施届出が提出されている等により特定工事に該当することが判明している建築物の解体・補修現場等への立入検査等	○ 建築物等を解体し、改造し、若しくは補修する作業を伴う建設工事への立入り検査等に拡大	法律(改正)	
	施工業者	—	○ 高度の蓋然性をもって石綿が基準を超過して飛散しているおそれがあると判断される場合の特定粉じん排出等作業の一時停止	規則(改正)	検討
	環境省	—	○ 立入検査マニュアルの整備等	マニュアル	検討
			○ 特定建築材料使用を現場で速やかに判断可能な技能を有する人材の育成	マニュアル、技術講習会開催	検討
	—	○ 石綿の飛散状況を現場で速やかに判断可能な方法の確立	マニュアル	検討	
レベル3建材	環境省	— ○ 石綿飛散防止対策マニュアルの作成、周知	○ 石綿の飛散状況の実態を明確にし、検討した上で必要に応じて措置 ○ 石綿の飛散防止に関する知識・技術の更なる普及	通知	検討
罰則	環境省	○ 罰則を規定	○ 罰則を含む制度の在り方の検討		検討
		—	○ 立入検査権限の拡大に伴う罰則規定の拡大	法律(改正)	
各制度間の連携	環境省	—	○ 石綿に関する法令に基づく情報共有	通知	
完了検査	施工業者	—	○ 作業場内の石綿飛散が無くなったことの確認、特定建築材料の取り残しがないことのチェックを徹底	規則(改正)	検討
情報開示	施工業者	○ 特定粉じん排出等作業の方法等の掲示版の設置	○ 現場での掲示を含む情報開示の追加	規則(改正)	検討
		—	○ 住民説明会等の更なる情報開示		検討